

小樽事件は最高裁判例などからも危険運転致死傷罪適用が至当です

私たち「7・13小樽飲酒ひき逃げ事件被害者等連絡会」が要請署名活動で訴えているのは、現行法にないことを被害への怒りだけで求めているのではありません。法改正を求めているのでもありません。近年の最高裁判決（福岡事件判決）などに裏付けられた法解釈のもと、現行法に則り適正に裁いていただきたいという要請に他なりません。

また、一部新聞の論調にあるような、5月施行の「自動車運転処罰法」第3条で新しく規定された新類型（最高懲役15年）への適用だけを考えているのではありません。求めているのは先ず、従来からある第2条の危険運転致死傷罪（最高懲役20年）であり、その根拠は新法以前の判例からも明白であると考えています。以下最高裁福岡事件判決との比較、および神戸地裁の判決要旨を記載します。

2014年9月16日 前田敏章

〈福岡事件との対比表〉 ※は前田のコメント

	福岡海の中道大橋事件 ※引用の（ ）内のページは平成23年10月31日最高裁第三小法廷判決文	小樽飲酒ひき逃げ事件 ※「道新」は「北海道新聞」の略
事実の要旨	「(1) 平成18年8月25日午後10時48分頃、福岡市内の海の中道大橋上の道路において、運転開始前に飲んだ酒の影響により、前方の注視が困難な状態で普通乗用自動車を時速約100kmで走行させ、もってアルコールの影響により正常な運転が困難な状態で自車を走行させたが、折から、前方を走行中の被害車両右後部に自車左前部を衝突させ、その衝撃により、被害車両を左前方に逸走させて橋の上から海に転落・水没させ、その結果、被害車両に同乗していた3名（当時1歳、3歳、4歳）をそれぞれ溺水により死亡させたほか、被害車両の運転者（当時33歳）及び同乗していたその妻（当時29歳）に傷害を負わせ、さらに、(2) 上記事故について、負傷者を救護する等必要な措置を講ぜず、かつ、その事故発生の日時場所等を直ちに最寄りの警察署の警察官に報告しなかった」（p1）	平成26年7月13日、午後4時半頃、歩道のない幅約5mの直線の市道にて、飲酒によりスマホ操作による長時間（7～8秒）脇見となり、前方の注視を全くせず、ブレーキも踏まず、市道の左端を歩いていた4人を後ろからはね、3人をほぼ即死状態で死亡させ、1人に頸椎骨折などの重傷を負わせた。（一連の報道） 事故後コンビニエンスストアまで運転。「気が動転して怖くなって逃げたが、買い物後に110番通報した」と説明（7月14日道新）
刑事裁判	一審判決は、「事故の原因は被告人の脇見であり、被告人が「アルコールの影響により正常な運転が困難な状態」で自車を走行させたとは認められない」として、危険運転致死傷罪の成立を否定し、予備的訴因に基づき前方注視義務違反を過失の内容とする業務上過失致死傷及び道路交通法違反の事実を認定」（p2）したが、高裁で破棄され、懲役20年の危険運転致死傷が適用。下記最高裁判決でこれが確定した。 「7 刑法208条の2第1項前段（現在の条文は自動車運転処罰法第2条第1項）の「 <u>アルコールの影響により正常な運転が困難な状態</u> 」とは、 <u>アルコールの影響により道路交通の状況等に応じた運転操作を行うことが困難な心身の状態をいうと解されるが、アルコールの影響により前方を注視してそこにある危険を的確に把握して対処することができない状態も、これに当たるといふべきである。</u> 」（p5）	札幌地方検察庁は8月4日、「容疑者が酒気帯びの状態ながら、現場の制限速度を（時速60キロ）内の時速50～60キロで走行し、 事故の直接の原因はスマートフォンを操作しながらの脇見運転だった可能性が高いと判断 」 危険運転致死傷罪ではなく、過失致死傷と道交法違反（ひき逃げ、酒気帯び運転）で起訴。（8月5日道新）

	<p>そして、前記検討したところによれば、本件は、飲酒酩酊状態にあった被告人が直進道路において高速で普通乗用自動車を運転中、先行車両の直近に至るまでこれに気付かず追突し、その衝撃により同車両を橋の上から海中に転落・水没させ、死傷の結果を発生させた事案であるところ、追突の原因は、被告人が被害車両に気付くまでの約8秒間終始前方を見ていなかったか又はその間前方を見てもこれを認識できない状態にあったかのいずれかであり、いずれであってもアルコールの影響により前方を注視してそこにある危険を的確に把握して対処することができない状態にあったと認められ、かつ、被告人にそのことの認識があったことも認められるのであるから、被告人は、アルコールの影響により正常な運転が困難な状態で自車を走行させ、よって人を死傷させたものというべきである。(p5)</p>	
飲酒量	<p>「被告人は、本件事故前に、自宅や2軒の飲食店において、焼酎ロックを合計8、9杯のほか、ブランデーやビールを飲酒し」(p2)</p>	<p>「13日午前4時半頃から午後4時頃までビールや焼酎を飲んでいた」。(7月15日道新) ※長時間にわたり多量の飲酒をしていることは明白</p>
飲酒検知結果と酩酊状況	<p>(前記の「焼酎ロックを合計8、9杯のほか、ブランデーやビールを飲酒し、」に続けて)「身体のバランスを崩して平衡感覚を保ち得ないなどの状態を示していた。被告人は、自ら酔っている旨の発言もし、本件事故前の運転中においても、同乗者からふだんとは違う高速度の運転であることを指摘されるなどした。本件事故後に臨場した警察官等も、被告人が相当に酩酊していた状況を現認した。</p> <p>これらの事実によれば、本件事故後の飲酒検知結果等からは被告人の本件事故当時の血中アルコール濃度は血液1ml中0.5mgを上回る程度のもので認定できるととどまること、また、被告人は、本件事故現場に至るまでは、約8分間にわたり道路状況等に応じた運転をしていたこと等を考慮しても、本件当時、被告人が相当程度の酩酊状態にあったことは明らかである。(p2~3)</p>	<p>「酒気帯び運転の基準値(0.15mg)の3倍にあたる、呼気1リットル中0.5~0.6mgが検知」(7月15日道新) ※血液1mL中に換算すると1.0~1.2mgで福岡の2倍。 ※福岡事件の飲酒検知は事故後50分後であるが、本容疑者も逃げた後(1時間)の検知。 「(地検は、容疑者が酒気帯びの状態ながら)事故後に近くのコンビニまで運転していることも踏まえ、事故時に「正常な運転が困難な状態」であることを適用要件とする危険運転致死罪の適用は見送った」(8月5日道新) ※最高裁は、下線のような事情があっても、危険運転になりうることを示しています。 ※さらに詳細な酩酊状況については、証拠開示によって具体的に明らかにされるはず。</p>
飲酒運転の認識	<p>※周知のように、被告人は飲酒運転の発覚を免れるため、身代わりを依頼したり、水を飲むなどしている。</p>	<p>「事故さえ起こさなければ大丈夫だと思った」と供述。(7月14日道新) ※未必の故意である</p>

〈神戸地裁判決要旨〉

平成23年12月、兵庫県加西市で月食観察中の小学生2人がひかれ死亡した事件で、神戸地方検察庁は最初過失運転罪で起訴。しかし遺族が異議を申し立て、危険運転致死罪へ訴因変更を求める署名を提起。全国から届いた約6万5千筆を無視できず、神戸地検は危険運転致死罪に訴因変更し地裁での同罪判決に到りました。(この署名活動には北海道の仲間も支援協力し、約2千筆の署名が送られています)

以下福岡事件と同様に判決文を抜粋します。

	平成24年12月12日 神戸地裁判決	※小樽事件との比較における、前田のコメント
事実の要旨	<p>「飲酒の影響により、前方注視及び運転操作が困難な状態で、平成23年12月10日午後11時2分頃、兵庫県加西市a町b番地のc所在のコンビニエンスストア「A店」駐車場から普通貨物自動車（軽四）を発進させて運転を開始し、もって、アルコールの影響により正常な運転が困難な状態で同自動車を走行させたことにより、同日午後11時5分頃、同市d町e番地のf付近道路において、時速約40キロメートルで走行中、居眠り状態に陥り、自車を同道路左端外側に進出させ、折から、同道路左端の外側線付近にいたB（当時12歳）及びC（当時8歳）に自車前部を衝突させて（以下「本件事故」という。）、両名を路外等にはね飛ばして転倒させ、よって、即時同所において、前記Bを前頭蓋底粉碎骨折等に基づく脳挫滅及び外傷性脳蜘蛛膜下出血により、前記Cを頭蓋粉碎骨折等に基づく脳挫滅により、それぞれ死亡するに至らしめた。」（p1）</p>	<p>※小樽事件は50～60キロ。速度が問題ではない。</p> <p>※札幌地検幹部は「飲酒がなくても今回のように携帯使用中、事故を起こすドライバーは少なくない」（8月5日道新）というが、神戸地裁は「飲酒がなくても今回のように居眠り中、事故を起こすドライバーは少なくない」とは判断しなかった。</p>
刑事裁判	<p>危険運転致死罪が成立する。（p6） 被告人を懲役14年に処する。（p1）</p>	
飲酒量	<p>平成23年12月10日午後6時頃から、食堂Gにおいて、焼酎のお湯割り（340ミリリットル、アルコール度数25%）を普段は1ないし2杯飲むところを3杯飲むなどし、さらに、午後8時30分頃からは、スナックH（以下、単に「H」という。）において、持参したワイン（アルコール度数12.5%）を約320ミリリットル飲んでいた。（p2）</p>	

<p>酩酊状況</p>	<p>また、Hでは、当初こそ知人と会話していたが、知人が退店してからは、リズムをとるなどしてカラオケを歌ったり、カラオケを歌った他の客に声をかけたりしたことはあったものの、ほとんど、頭を下げてカウンターに突っ伏すようになり、椅子の後ろにもたれかかり俯くなどして居眠りをしていた。</p> <p>被告人は、同日午後11時前頃、代金の精算をしてHを出、同日午後11時頃、判示のA店（以下単に「A」という。）に行き、買い物をしたが、店内において、上体がふらつき、また、レジで支払いをするのに違った方向に行きかけるなど足下も多少ふらついていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 被告人は、同日午後11時2分頃、Aを出発し、道路の中央線を頼りに判示の普通貨物自動車（以下「本件自動車」という。）を運転していたが、運転中に視野が狭くなるのを感じた。そして、被告人は、同日午後11時5分頃、Aから約800メートル離れた本件事故現場において、本件自動車の左前部を道路外に進出させるなどし、本件事故を起こしたが、現場付近は、緩やかな左カーブとなっており、見通しも悪くない場所であったにもかかわらず、被告人が本件自動車のブレーキを踏んだ形跡はなかった。」（p2～3） 	
<p>飲酒検知結果</p>	<p>同月11日午前1時20分頃、飲酒検知検査を受けたが、その結果、被告人の呼気からは、1リットルにつき約0.4ミリグラムのアルコールが検出された。（p3）</p>	<p>※小樽事件の数値（0.5～0.6mg）の方が大きい。</p>